(四) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

(五) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五、法第四十三条又は(二)から(四)までの監理型育成就労外国人等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　同意を求める事項について、監理型育成就労外国人等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、育成就労に係る職業紹介の条件としないこと。

ハ　監理型育成就労外国人等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

二　個人情報の適正な管理

(一) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

○出入国在留管理庁・厚生労働省告示第一号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条の三第一項（同法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第五項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項の規定に基づき、外国人育成就労機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第八条の三第四項（同法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第十二条第七項の規定に基づき公示する。

令和八年三月三十一日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第八条の三第一項（法第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第五項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申出、届出、報告書、監査報告書又は事業報告書の受理及び当該報告書、監査報告書又は事業報告書の保管に係る事務

二　法第十二条第一項に規定する認定事務

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号（資源の有効な利用の促進に関する基本方針）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

厚生労働大臣　上野賢一郎

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

環境大臣　石原　宏高

(二) 監理支援機関及び監理型育成就労実施者等が、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(三) 監理支援機関は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(四) 監理支援機関は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、個人情報の保護に関する法律第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。